



合併に向けた取組の状況

協議会設置までの経緯

| | | |
|-------|-------------|--|
| 平成15年 | 5月10日～5月29日 | 市町村合併住民説明会開催 稲沢市、祖父江町、平和町内の16会場で実施 |
| | 6月16日～6月18日 | 稲沢市、祖父江町、平和町の議会にて稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会(法定協議会)の設置議案を可決 |
| | 7月1日 | 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を設置 【協議会の構成員・全22名】 会長 稲沢市長 副会長 祖父江町長、平和町長 委員 1市2町の議會議員・助役 学識経験者(各市町選出及び共通) |
| | | |

協議会の開催状況

第1回協議会開催 7月8日(稲沢市役所議員総会室)

協議第1号 合併協議の基本方針として、次の6点を定めました。

- ①1市2町の背景を相互に理解し協議を進めます。 ④住民生活の向上をめざして協議を進めます。
- ②住民のこえを活かした開かれた協議を進めます。 ⑤行政目的を意識して協議を進めます。
- ③中長期的な実現可能性・持続可能性に配慮し ⑥1市2町全庁の能力をフル活用します。
て協議を進めます。

協議第2号 合併協議会会議運営規程を定めました。

会議は原則公開とし、会議録及び会議資料の閲覧や傍聴ができるなど、会議の運営について必要な事項が承認されました。

第2回協議会開催 8月8日(平和町役場大会議室)

協議第1号:合併協議会において協議を進める項目立て(合併協定項目)を承認しました。 (P3～P6参照)

その他・合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置といった「基本4項目」について提案され、意見交換を行いました。

第3回協議会開催 8月27日(稲沢市勤労福祉会館)

協議第1号:合併の方式については、次回協議会以降、さらに協議を進めることになりました。

協議第2号:合併の期日を、「平成17年3月1日」としました。

協議第3号:新市の名称については、次回協議会以降、さらに協議を進めることになりました。

協議第4号:新市の事務所の位置を、「稲沢市稻府町1番地」としました。

その他・財産及び債務の取扱いその他の事項について提案され、意見交換を行いました。



合併に関するスケジュール(見込)

| 事 項 | 協議会等における主な協議事項 | (新市建設計画に関連する事項) |
|---|--|---|
| 15年7月 8月 9月 10月 11月 12月 16年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 17年1月 2月 3月 | <p>稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会設置</p> <p>・合併の方法 ・合併の期日 ・新市の名称 ・新市の事務所の位置</p> <p>・「住民懇談会」開催 ・シンポジウム開催</p> <p>新市建設計画の全般について意見を伺います。 「こんなまちづくりをしたい」「〇〇〇をしたらどうだろう」</p> <p>協議の結果をお知らせします。 「税負担はどうなるの?」「どんなまちになるの?」「住所はどうなるの?」「福祉サービスは?」</p> <p>・「住民説明会」開始</p> <p>・住民意識調査の実施</p> <p>・住民意識調査結果とりまとめ</p> <p>合併に向けた合意の形成を経て…</p> <p>合併協定書調印 市町議会が合併を議決 合併(廃置分合)申請</p> <p>県議会が合併関係議案議決 知事が合併を決定 官報告示 (合併の効力発生(確定))</p> <p>合併の期日 (17年3月1日)</p> | <p>新市建設計画策定の方針 新市の基本目標など 新市の土地利用構想(ゾーニング)など</p> <p>財産・債務や議会議員の任期・定数など</p> <p>税負担や事務組織・機構(現在の役所・役場のあり方)など 町名・字名、行政区など</p> <p>国民健康保険、介護保険、消防団など 保健衛生事業、福祉事業など</p> <p>健康づくり事業、環境対策事業、学校教育、コミュニティ施策など</p> <p>住民サービスや住民負担に関する協議概ね終了</p> <p>新市建設計画案の作成 県正式協議を経て新市建設計画決定</p> |
| | | 法手続(約4ヶ月) |
| | | 合併準備期間(約8ヶ月) ・条例規則の整備 ・制度の周知 ・電算システムの統合 ・庁舎の整備など |